

犬山国際交流協会会則

犬山国際交流協会会則（平成 7 年 1 1 月 1 0 日施行）の全部を改正する。

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 この協会は、犬山国際交流協会（INUYAMA INTERNATIONAL ASSOCIATION「I I A」
と称す。）という。

（事務所）

第 2 条 この協会は、主たる事務所を愛知県犬山市松本町四丁目 2 1 番地に位置する犬山国際
観光センター「フロイデ」内に置く。

第 2 章 目的及び事業

（目的）

第 3 条 この協会は、犬山市における多文化共生と国際理解の推進に資する事業活動を推進する
とともに、犬山市内外の国際交流を担うボランティア団体と連携し、組織的な国際交流活動を
展開することを目的とする。

（事業活動の種類）

第 4 条 この協会は、前条の目的を達成するため、次の事業活動を行う。

- (1) 国際交流を推進する活動
- (2) 国際理解を深める活動
- (3) 多文化共生を図る活動
- (4) 情報発信と広報の推進を図る活動

（事業）

第 5 条 この協会は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 犬山市受託事業 日本語教室開催、青少年交流育成事業、ニュースレター発行、国際交流
員企画事業、多文化共生推進員企画事業など
- (2) 自主事業 ホームステイ支援事業、語学講座開催、人材育成講座開催、情報誌発行など
- (3) 所属ボランティア組織による活動
- (4) 連携団体との共同活動

第 3 章 会員

（種別）

第 6 条 この協会の会員は、次の 2 種とする。

- (1) 正会員 この協会の目的に賛同して入会した個人（家族会員を含む。）
- (2) 賛助会員 この協会の事業に賛助する法人等

（入会）

第 7 条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込む

ものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 3 会長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、次に掲げる年会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員（個人） 2, 000円
- (2) 正会員（家族会員） 4, 000円
- (3) 賛助会員（法人等） 5, 000円以上随意の金額

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この協会が定める会則、規程等に違反したとき。
- (2) この協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以下
 - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち、1人を会長、2人を副会長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、会長の提案を受け、総会において選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 4 監事は、理事又はこの協会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長は、この協会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この会則の定め並びに総会及び理事会の議決に基づき、この協会の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この協会の経理及び財産状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この協会の業務、経理若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは会則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は犬山市所轄部局に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があると認める場合には、総会の招集を請求すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの協会の経理若しくは財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(役員の任期等)

第16条 役員の任期は、通常総会までの2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を割り込んだときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員が職務を執行するために特別な経費を要した場合は、それを弁償することができる。

(顧問)

第20条 協会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が理事会の推薦によりこれを委嘱する。
- 3 顧問は、協会の業務に関して特に重要と認める事項について、理事会に出席して意見を述べることができる。

(職員)

第21条 この協会に、事務局長及びその他の職員を置く。

- 2 職員は、会長が任免し、雇用契約を交わすとともに、別に定める待遇、服務規程等に従わなければならない。

第5章 総会

(種別)

第22条 この協会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員と賛助会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、次に掲げる事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動費予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動費決算
- (6) 役員の選任又は解任
- (7) 会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員の5分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 正会員は、各々1個の表決権を有する。ただし、正会員のうち家族会員については家族で1個の表決権とする。

3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

4 前項の規定により表決した正会員は、第28条、前条第2項、第31条第1項第2号及び第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、会長、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この会則で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
- 2 会長は、前項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

- 第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第40条 この協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

（資産の区分）

第41条 この協会の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する法律（平成10年法律第7号。以下「法」という。）に定める資産条項に準ずるものとする。

（資産の管理）

第42条 この協会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

（会計の原則）

第43条 この協会の会計は、特定非営利活動に係る法第27条各号に掲げる原則に準じて行い、公益性を遵守する。

（会計の区分）

第44条 この協会の会計は、通常会計及び特別会計（基金を含む。）で構成する。

（事業計画及び活動費予算）

第45条 この協会の事業計画及びこれに伴う活動費予算は、理事会が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第48条 予算議決後にやむを得ない事由が生じ、重要な変更を行う事態が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、総会開催が困難な場合には、会長の責任のもとで、理事会の決議

をもって総会の議決に代えることができる。

（事業報告及び決算）

第49条 この協会の事業報告書、活動費計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第50条 この協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（臨機の措置）

第51条 予算をもって定めるもののほか、募金活動、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 会則の変更、解散及び合併

（会則の変更）

第52条 この協会が会則を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決及び犬山市所轄部局の認証を得なければならない。

（解散）

第53条 この協会は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする活動に係る事業の成功の不能

2 前項第1号の事由によりこの協会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、犬山市所轄部局の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第54条 この協会が解散したときに残存する財産は、犬山市に譲渡するものとする。

（合併）

第55条 この協会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決及び犬山市所轄部局の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第56条 この協会の公告は、この協会の掲示場に掲示するとともに、犬山市広報に掲載して行う。

第10章 雑則

（雑則）

第57条 この会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

この会則は、平成２４年７月７日から施行する。

附 則

この会則は、平成２５年６月１５日から施行する。